



令和5年7月21日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

6月2日の大雨災害による 被災者への新たな支援を開始します

豊川市では、令和5年6月2日の大雨災害により住居または自動車に被害を受けた市民に対し、災害見舞金の支給や水道料金等の減免による新たな支援を下記のとおり開始します。また、この新たな支援については、窓口を一本化することで被災者の負担軽減を図ります。

記

1 申請期間等

- (1) 期間：令和5年8月1日(火)～令和5年11月30日(木)（土・日、祝日を除く。）
- (2) 窓口：豊川市防災センター1階「市民研修室」
- (3) 方法：郵送または持参

2 支援内容

(1) 床下浸水災害見舞金

- ① 対象：住居に被害を受けた世帯のうち、床下浸水の被害を受けた世帯（災害弔慰金の支給等に関する条例による災害見舞金の支給を受けた世帯を除く。）
なお、7月20日までに床下浸水の被害について罹災証明書が発行された方には、市から申請書を送付します。
- ② 支給額：5千円／世帯
- ③ 事業費：250万円（5千円／世帯×500世帯）

(2) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の減免

- ① 対象：豊川市の水道・下水道及び農業集落排水施設の利用者のうち、住居が床下浸水以上の被害を受けた者
なお、罹災証明書が発行されている方は、証明に連動して減免しますので、申請は不要です。
- ② 減免内容
水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の6月使用分から10月使用分までのうち、2か月（1期分）を次のとおり減免します。

裏面に続く→



ア 床上浸水

水道料金	2か月分の従量料金すべてを減免
下水道使用料	2か月分の使用料すべてを減免
農業集落排水施設使用料	

イ 床下浸水

水道料金	2か月分の水量10m ³ を上限に減量（各月5m ³ 上限）
下水道使用料	2か月分の排水量のうち21m ³ 以上の排水量10m ³ を上限に減量（各月5m ³ 上限）
農業集落排水施設使用料	2か月分の人員割額の世帯員数を2人減員（各月1人）

③ 減免総額

水道料金	237万2千円
下水道使用料	251万5千円
農業集落排水施設使用料	6千円

(3) 水没等自動車災害見舞金

- ① 対象：主に日常生活に使用する自動車で、大雨災害により廃車または修理等に費用を要した自動車（大雨災害時に自動車検査証が有効であったものに限る。）の所有者または使用者
- ② 支給額：廃車（3万円／台）、修理等（1万円／台）
- ③ 事業費：1,200万円（廃車3万円／台×300台＋修理等1万円／台×300台）

3 その他

令和5年7月24日（月）から「大雨災害支援窓口（コールセンター）」を豊川市防災センター1階「市民研修室」に開設

【受付時間（平日8：30～17：15）電話0533-56-2349】

【お問い合わせ先】

床下浸水災害見舞金（福祉部地域福祉課 中尾）

TEL：0533-95-0231 Eメール：chiikifukushi@city.toyokawa.lg.jp

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の減免（上下水道部経営課 渡邊）

TEL：0533-93-0152 Eメール：keiei@city.toyokawa.lg.jp

水没等自動車災害見舞金（総務部行政課 山口）

TEL：0533-89-2123 Eメール：gyosei@city.toyokawa.lg.jp